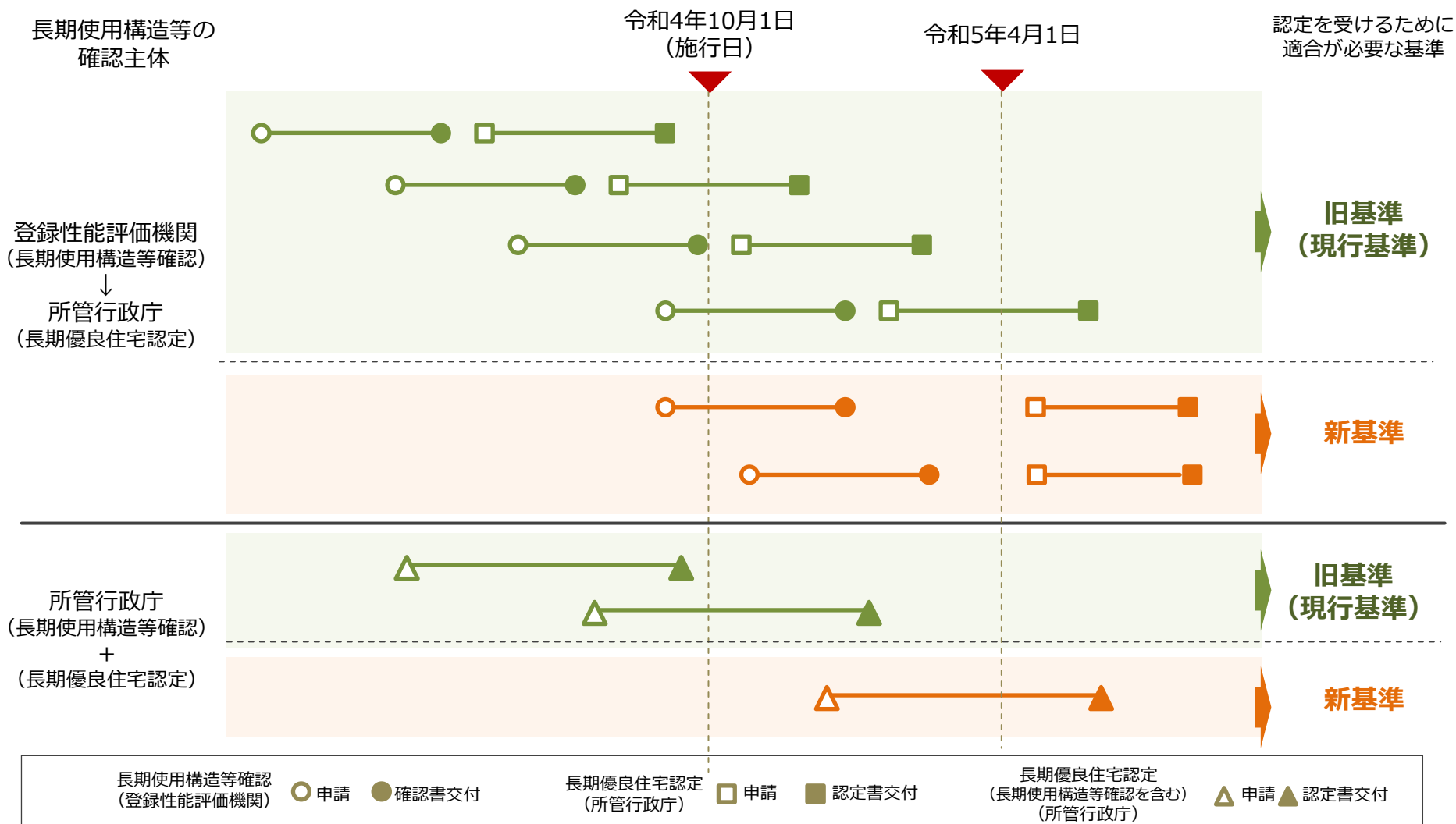


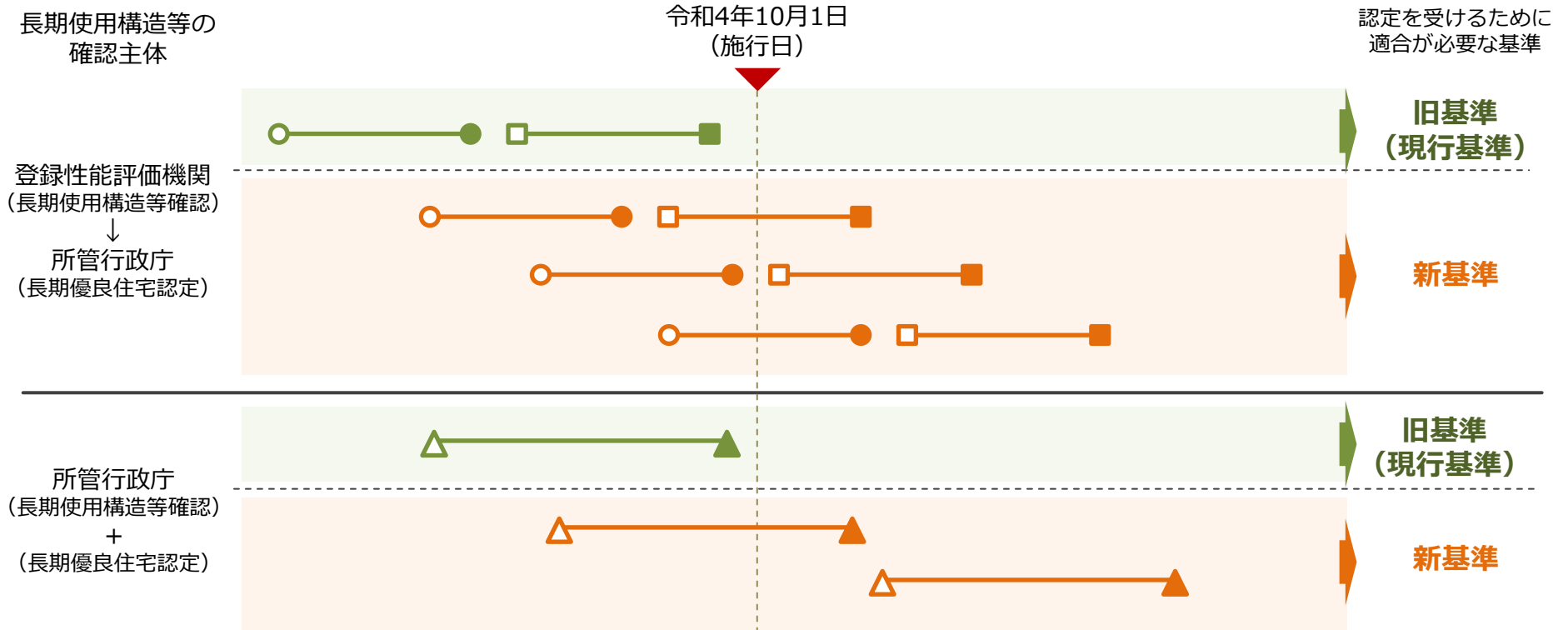
施行日前後の長期使用構造等基準の適用について

- ・ 施行日より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は、旧基準（現行基準）を適用する。
- ・ ただし、旧基準（現行基準）による認定は、所管行政庁への認定申請が令和5年3月31日までのものに限る。



施行日前後の規模の基準の適用について

- 申請の時期にかかわらず、令和4年10月1日以降に所管行政庁の認定を受ける場合は、新基準を適用する。



長期使用構造等確認
(登録性能評価機関)

○ 申請 ● 確認書交付

長期優良住宅認定
(所管行政庁)

□ 申請 ■ 認定書交付

長期優良住宅認定
(長期使用構造等確認を含む)
(所管行政庁)

△ 申請 ▲ 認定書交付